

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、ウェブサイトにて「コーポレートガバナンス基本方針(以下「本方針」)」を掲載いたしております。

<https://www.theatres.co.jp/investor/governance.html>

当社は、コーポレート・ガバナンスを「企業経営を規律するための仕組み」と捉え、これを確立し、適正な内部統制システムを整備・運用することは、企業不祥事の発生防止のために不可欠な要素であるばかりでなく、当社が持続的かつ健全に成長していくための土台、経営力の基礎となるものであると認識しております。

コーポレート・ガバナンスを確立するためには、第一に、経営者が、企業の目的を明確にし、それに基づく経営理念を持ち、それに照らして適切な態度、意識、行動をとるといった姿勢を自ら示すことで良好な企業風土を構築すること、第二に、監査体制の強化を図り、監査の実効性を確保するなど、企業経営者以外の者による監視・検証等の仕組みを充実・強化していくことの2つが重要な課題であると考えております。

当社は、内部統制システムの整備と併せて、コーポレート・ガバナンスの確立に、グループ全体で取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

□1-2-4

議決権プラットフォームへの参加については、投資家の皆様のご意見・ご要望も参考にしつつ、各種手続・費用等を勘案し、前向きに検討を進めてまいります。招集通知の英訳につきましても、現在外国法人等の持ち分比率が5%未満のため実施しておりませんが、今後の外国人株主比率等の推移も踏まえ、検討してまいります。

□1-4

政策保有株式及びその議決権行使に関する基本方針については、本方針に開示しているとおりです。当社は政策保有株式に関わる資本コスト並びにリターン(配当、取引における利益等)を基に、その取引の経済合理性を十分に検証すると共に、取引先との関係性などを総合的に勘案し、政策的に必要な株式については保有していく方針であります。継続して保有する必要がないと判断した株式については売却を進めます。

□2-6

当社は現在、企業年金基金制度はございません。

□3-1-2

開示資料の英訳につきましては、現在外国法人等の持ち分比率が5%未満のため実施しておりませんが、今後の外国人株主比率等の推移も踏まえ、検討してまいります。

□4-1-3

最高経営責任者である取締役社長は、取締役会や経営会議等を通じて、取締役や執行役員と取締役会付議事項や経営の重要案件について、継続的に審議を実施しております。これらの審議・検討を通じて、社長自らが取締役や執行役員に対して、適切な指導や助言を行うとともに、各事業に関わる重要な権限を取締役と執行役員に委譲するなどして、後継者の育成に努めております。

□4-2

経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的なリスクを反映させたインセンティブ付けを導入しておりませんが、今後必要に応じて検討してまいります。

□4-2-1

当社の役員報酬は、取締役社長が策定した基本報酬案を指名・報酬等会議に諮問し、同会議の答申結果を踏まえ取締役会で決定します。役員賞与は業績連動型制度を導入しておりますが、インセンティブ効果の高い報酬制度の導入については、今後必要に応じて検討してまいります。

□4-11

当社取締役会は現在、常勤取締役4名、独立社外取締役2名で構成されており、何れも実績・経験・能力等を総合的に勘案した上で選任されておりますが、取締役候補者を選定する際は、国籍・性別を問わず、多様性に配慮した上で行っております。

現時点において当社取締役会には女性取締役はおりませんが、現在、女性管理職は相当数おり、今後も有能な女性マネージャーを積極的に登用して、将来の経営幹部候補者の育成に努めてまいります。当社は国内を中心に映像関連事業、飲食関連事業、不動産関連事業を中核とした事業展開を行っておりますが、将来経営の多様性を踏まえ、経営陣幹部の国際化も視野に入れ検討してまいります。監査役については、常勤監査役1名、独立社外監査役3名で構成されており、いずれも経験・能力に加え、財務・会計・法務に関する知識を有する人物が選任されております。取締役会全体としての実効性は、指名・報酬等会議が定期的に調査・評価をしておりますが、指摘された課題の解決や更なる実効性向上に向けて、引き続き取り組んでまいります。

□5-2

当社は2018年度を初年度とし、2020年度を最終年度とする中期経営方針を策定し、映像関連事業、飲食関連事業、不動産関連事業の三事業を事業ポートフォリオとして構成し、資源の配分を行っております。当社事業を取り巻く環境は変化が激しく、現状の利益水準においては、業績が大

きく変動する可能性があります。その場合は、機動的に経営政策の変更を行うことから、中長期的な数値目標は開示しておりません。なお当社の経営計画の基本的方針については有価証券報告書記載のとおりです。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

□1-7、3-1(2)～3-1(5)、4-1-1、4-9、4-11-1、4-14-2、5-1については、本方針にて開示いたしております。

□3-1(1)は、有価証券報告書等にて開示いたしております。

□4-3-2、4-3-3

当社は最高経営責任者である取締役社長の選解任につきましては、独立社外取締役及び監査役で構成される指名・報酬等会議において、慎重に審議を行い、その答申を踏まえ、取締役会において決定するという、客観性・適時性・透明性を確保した手続きを確立しております。

□4-8

当社は取締役会の構成において、取締役6名中2名の独立社外取締役を選任しており、全体の3分の1を占めております。現時点において、独立社外取締役は十分な人数を確保しているものと考えます。

□4-10-1

当社は監査役設置会社であります。独立社外取締役の人数は、取締役会の構成人数6名中2名の為、過半数に達しておりません。現在、独立社外取締役および監査役で構成される指名・報酬等会議を設置し、経営幹部・取締役の指名・報酬等に関して社外取締役が中心となり取締役会に助言・意見を述べるなど取締役会の審議に関与しています。なお、指名・報酬等会議の仕組みについては、本方針に開示しているとおりです。

□4-11-2は、事業報告及び取締役・監査役の選任議案の中で、毎年、兼任状況を開示いたしております。

□4-11-3

本方針に基づき、当社取締役会は、毎年、取締役会全体の実効性について、指名・報酬等会議の意見を踏まえ、分析・評価を行い、その結果の概要を開示いたします。2018年度の実効性の評価結果の概要は以下のとおりです。

1. 評価結果の概要

・「取締役会の構成」

2018年6月に独立社外取締役を1名増員し、コーポレート・ガバナンス・コードが求める条件は満たしており、取締役会の一層の監督機能の向上に取り組んでいる。取締役会は当社の事業領域の専門性を有する人材で構成され、それぞれの構成員の経験・実績から活かされた経営に関する議論が行われており、取締役会の多様性は確保されていると判断している。

・「取締役会の運営状況」

取締役会は、取締役・監査役による積極的かつ実質的な議論が行われており、社外役員からも外部の視点による意見が寄せられ、適切な議事運営が行われていると判断する。経営陣に対する監督という取締役会の役割も機能しており、取締役会の実効性は確保されていると考える。

・「中長期的な経営課題についての議論」

取締役会等において会社全体、各事業における中長期的な経営環境の変化、リスクの顕在化等を踏まえた経営課題について議論、審議を行っている。

・「株主との建設的な対話」

個人株主の比率が高く全国に所在するという当社の株主構成を鑑み、広く情報提供を行うことを第一義とし、ウェブサイトのより一層の充実を図るとともに、『テアトル通信』などで社長による経営方針や各事業のトピックス等経営情報の発信を継続している。

2. 評価を踏まえた今後の課題

上記評価を踏まえた今後の課題は以下のとおりとする。

・「取締役会の構成」

性別や国籍にとらわれず、高い見識と実務・経営能力を持った有能な人材を育成、登用していくこと。特に女性役員の実現に向け、引き続き女性管理職の人材育成や適正人材の発掘に努めていく。

・「取締役会の運営状況」

監督機能の強化を図るとともに、取締役会の構成員全体が経営課題の認識・共有により経営の実質的な議論の深化に努め、取締役会の実効性を高めていく。

・「中長期的な経営課題についての議論」

今後も業績不調の事業については、課題、リスク、その改善状況を定期的に確認するとともに、より具体的な施策の検討と実行を進めていく。

・「株主との建設的な対話」

現在の取り組みに加えて、株主以外のステークホルダー全般の意見にも積極的に耳を傾け、経営に活かせるよう工夫するなど新たな対応策を検討していく。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	349,000	4.54
株式会社竹中工務店	250,000	3.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	203,400	2.64
サッポロビール株式会社	170,000	2.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	156,200	2.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	144,700	1.88

株式会社セゾンファンデックス	110,000	1.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	107,500	1.40
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	106,100	1.38
日活株式会社	100,000	1.30

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
猪山雄央	弁護士								○			
小澤直樹	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
猪山雄央	○	当社は、猪山雄央氏が代表社員を務める弁護士法人下山法律事務所と法律顧問契約を締結しておりますが、その顧問料等は年間1,000万円以下であり、多額の金銭には該当いたしません。	猪山雄央氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、企業法務に携わり、弁護士としての専門的な知識を活かし、当社の企業活動の法的対応や安全管理体制及び業務審査などについて適切な監視と助言を行っていただけると判断し、選任するものであります。 一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、高い独立性を有していると考え、同氏を独立役員として指定しております。

小澤直樹	○	_____	小澤直樹氏は、長きにわたって外食産業に携わり、取締役としても十分な経験があり、その豊富な経験と見識により、当社飲食事業に適切な助言・提言を行っていただけると判断し、選任するものであります。 同氏と当社の間に特別な利害関係はないため、高い独立性を有していると考え、同氏を独立役員として指定しております。
------	---	-------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬等会議	6	0	0	2	0	4	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬等会議	6	0	0	2	0	4	社外取締役

補足説明

当社は、独立社外取締役及び監査役で構成される指名・報酬等会議を設置し、以下を行います。

取締役候補者・執行役員の選任・解任基準及び取締役・執行役員の報酬基準に関し、取締役会に対し意見を述べます。

指名・報酬案に関し、社長からの諮問を受けて、その適正性等について検討し、取締役会に対し答申を行います。

取締役会全体の実効性について、評価・分析を行い、取締役会に対し意見を述べます。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、四半期決算、本決算の際に定期的に開催する監査報告会のほか、互いの監査過程の中で相互に確認すべき事項が発生した場合には随時意見交換の場を設けております。また、監査役と内部監査部門は、内部監査部門が実施した内部監査の結果を常勤監査役に報告するなど情報の共有化を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
国広伸夫	他の会社の出身者													
馬場清	他の会社の出身者													
落合伸二	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
国広伸夫	○	国広伸夫氏は当社の主要な取引先である三井住友信託銀行株式会社の出身ですが、すでに同社グループを退職され9年が経過しております。	国広伸夫氏は、東証1部上場企業としての豊富な経験と幅広い知識を有しており、適法性を確保するための助言・提言を積極的に行っていたと判断し、選任するものであります。 一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、高い独立性を有していると考え、同氏を独立役員として指定しております。
馬場清	○	馬場清氏は当社の取引先である日活株式会社の出身ですが、すでに同社を退職され8年が経過しております。	馬場清氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、社会保険労務士や他社の社外取締役としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、経営執行に対する適切な助言・提言を積極的に行っていたと判断し、選任するものであります。 一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、高い独立性を有していると考え、同氏を独立役員として指定しております。
落合伸二	○	落合伸二氏は当社の主要な取引先である三井住友信託銀行株式会社の出身ですが、すでに同社グループを退職され6年が経過しております。	落合伸二氏は、内部監査部長や他社の監査役等の経験から当社の経営を客観的な立場から監視していただくと判断し、選任するものであります。 一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、高い独立性を有していると考え、同氏を独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

2006年5月16日開催の取締役会において、年功的要素の強かった役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、同年7月1日より、毎期の業績及び各取締役の業績への貢献度に応じた業績連動型報酬制度を導入いたしました。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

有価証券報告書、事業報告書に社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しております。

2018年度の実績の取締役の年間報酬額は83百万円(うち社外取締役2名6百万円)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額は、2006年6月29日開催の第90回定時株主総会におきまして年額300百万円以内とすることを承認されております。なお、取締役個々の報酬につきましては以下のとおり決定しております。

基本報酬

役職位に応じた基本額を基に社長が策定した報酬案を、社長が指名・報酬等会議に諮問し、同会議の答申を踏まえ、取締役会で決定しております。

賞与

2007年2月6日開催の取締役会において、当社の同年4月1日以降に就任する取締役に対して業績連動型賞与の導入を決議いたしました。当社の2019年6月25日時点の業績連動型賞与制度の内容は以下のとおりです。

<支給対象役員>

法人税法第34条第1項第3号に定める「業務執行役員」である取締役のみを対象とし、社外取締役には支給しない。

取締役が死亡その他の原因により事業年度末前に退任した場合は、就任の日より事業年度末までの日数を分母とし、就任の日より退任の日までの日数によって期間按分により支給する。

<総支給額>

業績連動型賞与計算前の連結税金等調整前当期純利益が7億円を越え、かつ単体及び連結の営業損益、経常損益がともに黒字の場合に支給し、その総額は以下の計算方法による。

ただし、総額は1億円を上限とする。

総支給額(1万円未満切捨て) = (連結税金等調整前当期純利益(業績連動型賞与を含まない) - 7億円) × 2.5% + 15百万円

<個別支給額>

上記の計算式に基づき計算された総支給額を、役職毎に決められたポイントに応じて、以下の計算方法により按分された金額にする。

個別支給額(1万円未満切捨て) = 総支給額 ÷ 役職ポイントの総和 × 各役職ポイント

各役職別ポイントと個別支給額の上限は以下のとおりとする。

取締役社長 10ポイント 上限20百万円
取締役専務執行役員 8ポイント 上限16百万円
取締役常務執行役員 7ポイント 上限14百万円
取締役執行役員 5ポイント 上限10百万円

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役とも専任スタッフは設置しておりませんが、監査役(社外監査役を含む。)が業務の補助を求めた場合は、内部監査部門の使用人が監査役の業務を補助することとしております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
----	-------	------	---------------------------	--------	----

松下晴彦	相談役	長年、当社グループの経営に携わってきたことから、経営からの要請があれば、相談に応じ、経験・知見を活かした助言を行ってまいります。	常勤・報酬あり	2011/05/09	退任時の事業年度を含む2事業年度。 ただし、会社が業務上必要と認める場合は、取締役会の決議によりこの期間を延長することができる。
------	-----	--	---------	------------	---

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

1 名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(業務執行)

当社の「取締役会」は、社外取締役2名を含む取締役6名で構成され、原則として毎月1回、又は必要に応じて随時開催し、重要な業務執行の意思決定、取締役の業務執行の監督を実施しております。社外取締役は、独立した立場から取締役会に出席し、各取締役の業務執行について直接報告を受け、経営の監督にあっております。また、代表取締役社長の諮問機関として「経営会議」等を設置し、経営上の重要案件の事前審議を行っております。

(監査・監督)

当社の「監査役会」は、常勤監査役1名、社外監査役3名の4名で構成され、独立した監査機能を発揮できるように整備されております。各監査役は、監査役会で定めた監査計画等に従い、法令・定款違反の監査に留まらず、経営全般について大局的な観点で監査を行っております。原則として、取締役会及び経営会議には監査役全員が出席するとともに、常勤監査役による会社財産及び日常的な業務執行状況の調査等を通じて、取締役の業務を十分に監視できる体制となっております。また、連結子会社監査役、内部監査室及び会計監査人との連携を図り、監査の実施状況等について必要があれば報告及び説明を受け、適宜、意見交換を行い、監査機能強化に努めております。

当社は、会計監査人として有限責任大有監査法人と監査業務契約を締結し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備し、決算期における会計監査を受けております。その他、監査結果の報告を受けて意見交換を行っております。当年度の会計監査業務を執行した公認会計士は、同監査法人に所属する神山貞雄、新井努の2氏であります。神山貞雄氏は2015年4月から、新井努氏は2014年4月から当社の会計監査業務を執行しております。また会計監査の実施体制は、上記の2氏のほかに公認会計士6名を加えた8名であります。

社内管理体制では、代表取締役社長直轄の「内部監査室」を設置し、内部統制システムの整備状況を監査しております。また当社がグループ全体のリスク・コンプライアンス体制の評価・検討を行う「リスク・コンプライアンス委員会」、当社グループ全体の内部統制を評価する「内部統制委員会」を設置しております。

(指名、報酬決定)

当社の「指名・報酬等会議」は、独立社外取締役2名及び監査役4名で構成され、取締役・執行役員の選任議案、取締役・執行役員の役員報酬案、取締役会の実効性に関する分析・評価等について、代表取締役社長からの諮問を受け審議し、取締役会に答申を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、「取締役会」において重要な業務執行の意思決定、取締役の業務執行の監督を行うとともに、監査役会設置会社として、「取締役会」から独立した監査役及び監査役会による監視・牽制機能の実効性の向上に取り組んでおります。これにより取締役・監査役による監督・監視機能の充実が図れると判断し、当該体制を採用しております。

また、当該の企業統治体制の機能が発揮するため、その補完機関として「経営会議」、「指名・報酬等会議」、「内部監査室」、「リスク・コンプライアンス委員会」、「内部統制委員会」等を設置しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使を採用しております。
その他	株主総会については、ビジュアル化を実施しております。また、招集通知発送日より前に、TD-net及び当社ホームページに招集通知を掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	・ 当社は、2015年12月9日開催の取締役会において、「IR方針」を制定し、当社ウェブサイトに掲載いたしております。 https://www.theatres.co.jp/investor/ir_policy.html	
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに、有価証券報告書、決算短信、その他適時開示情報、報告書、IRカレンダーなどを掲載しております。URLは次のとおりです。 https://www.theatres.co.jp	
IRに関する部署(担当者)の設置	社長室内に広報担当を設置し、IR活動を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	東京テアトルグループ行動基準において、ステークホルダーとの関係に関する以下を要旨とする規定を設け、その立場を尊重することをグループ役職員の行動原則としております。 お客様との関係においては、常にお客様の立場で考えご満足いただける質の高い商品と行き届いたサービスの提供に努めること、商品の品質や施設の管理において安全性の確保を最優先すること、お客様からの声・要望や評価を真摯に受け止め事業活動に反映させること。 株主の皆様との関係においては、株主の皆様が当社の事業活動をよく理解していただき相互に対話ができる長期的な信頼関係を築くこと。 ステークホルダー全体との関係においては、財務情報・経営方針・事業活動等の企業情報を正確かつ公平に適時開示すること。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループのCSR活動についての基本方針を当社ウェブサイトに掲載しております。 https://www.theatres.co.jp/investor/csr_policy.html
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	・ 当社は、2015年12月9日開催の取締役会において、「IR方針」を制定し、当社ウェブサイトに掲載いたしております。 https://www.theatres.co.jp/investor/ir_policy.html

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「内部統制システムの整備に関する基本方針」(以下、「基本方針」といいます。)を2006年5月に制定し、その後会社法改正等を踏まえ、所要の改定を行っております。また、内部統制委員会を中心に基本方針に基づく内部統制システムの整備への取り組みを行っております。基本方針は、当社ホームページ(以下のURL)に掲載しております。
(<https://www.theatres.co.jp/investor/governance.html>)

参考資料「模式図」:巻末「添付資料」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは一切の関係を遮断し、それら勢力からの不当な要求に対しても毅然たる態度で対決していくことを基本方針としております。

2. 整備状況

当社は、「東京テアトルグループ行動基準」に反社会的勢力との一切の関係を遮断する旨を記載するとともに、全従業員に対して周知徹底を図っております。

当社は、総務部をグループ全体の対応総括部署としております。

当社は、特殊暴力防止対策協議会に加盟し、日頃必要な情報を収集するとともに、警察、弁護士等専門機関と連携を図るなど、反社会的勢力排除に向けて適切な対応を取るための体制整備に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明

当社は2018年5月11日開催の取締役会において、2015年5月13日開催の取締役会で決定し、同年6月26日開始の当社第99回定時株主総会で承認を得た「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」の有効期間が満了することから、これを一部改定（以下、改定後の対応方針を「本対応方針」といいます。）し存続することを決定し、2018年6月28日開催の第102回定時株主総会において株主の皆様の承認を得ております。本対応方針の詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載する2018年5月11日付プレスリリース「当社株主の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」の一部改定及び存続に関するお知らせをご覧ください。
(https://www.theatres.co.jp/dcms_media/other/20180511.pdf)

1. 本対応方針導入の目的

当社は、大規模買付行為を受け入れるか否かの判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そして、大規模買付行為に際して、株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるか否かの判断を適切に行うためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から十分な情報及び意見が提供されることが必要であると考えます。また、株主の皆様には、これらの情報及び意見を基に、適切な判断をしていただくための十分な検討期間が確保されることも重要であると考えます。そこで、当社は、大規模買付行為に際して、株主の皆様に対して必要かつ十分な情報及び時間を提供し、当社の企業価値ないし株主共同の利益を確保することを目的として、大規模買付ルールを設定しました。

2. 本対応方針の要旨

本対応方針は、大規模買付者に対して、大規模買付ルールに従うことを求めるものです。大規模買付ルールとは、大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について評価検討した上で、かかる期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるというものです。

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、又は大規模買付ルールが遵守された場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、企業価値ないし株主共同の利益を守るために対抗措置を執ることがあります。具体的な対抗措置としては、新株予約権無償割当て等、適用ある法令等及び当社の定款上認められる措置で状況に応じ相当と考えられるものを選択することになります。

3. 本対応方針の特徴

(1) 「事前警告型」の買収防衛策

本対応方針は、大規模買付者が遵守すべきルールを定めた上で、将来の大規模買付者に対してその遵守を求め、大規模買付者が当該ルールに従った場合は原則として対抗措置は執らず、大規模買付者が当該ルールに従わない等の例外的な場合に対抗措置を執るという、いわゆる「事前警告型」の買収防衛策です。

(2) 株主総会に諮ることによる株主意思の反映

当社は、本対応方針についての株主の皆様のご意思を確認するために、2018年6月28日開催の第102回定時株主総会に本対応方針の存続をお諮りし、同株主総会において株主の皆様の承認を得ております。また、本対応方針の有効期間は、2021年開催の当社定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時までとなります。

(3) 対抗措置の明示

本対応方針に基づく対抗措置は、新株予約権無償割当てを原則としますが、適用ある法令等及び当社の定款上認められる措置を予定しております。

(4) 特別委員会の設置

当社は、本対応方針に関する当社取締役会の判断及び対応の公正を担保し、対抗措置の発動等に関する取締役の恣意的な判断を排除するために、特別委員会を設置します。

特別委員会は、対抗措置の発動の是非その他当社取締役会が諮問した事項について、当社取締役会に対し勧告を行うものとし、当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重します。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、経営環境の変化に対応する機動的な経営体制の構築に向け、業務執行の迅速化及び責任の明確化を図るため、執行役員制度を導入しております。

今後は、コーポレートガバナンスのさらなる強化に向けて、意思決定・監督と業務執行とが分離した経営体制の構築を目指してまいります。

